

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（案）等
に対する意見公募手続の結果について

令和8年6月30日
経 済 産 業 省
経 済 産 業 政 策 局
産 業 組 織 課

「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（案）等」について、令和8年5月14日から同年6月12日まで意見公募手続を実施しました。提出された御意見と御意見に対する考え方については以下のとおりです。
なお、意見総数は5件です。

行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

本資料においては、以下の略称を用いています。

名称	略称
円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律	法
円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に関するQ&A	Q&A

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
第一章 総則（第一条―第五条）		
1	特別法人に挙げられている法人について、 ・ 北方領土問題対策協会（右翼団体のアイヌ差別組織） ・ 株式会社脱炭素化支援機構（グリーンウォッシング事業ばかりで、温暖化抑止の目的に合わない組織） ・ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（同上） ・ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（民間企業） などは、特殊法人として 相応しくないのではないか。	特殊法人等のうち、根拠法において貸付又は債務保証が業務として規定されている法人については原則として「金融機関等」の範囲に含めるべきと考えております(産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会 早期事業再生検討ワーキンググループ 取りまとめ 36 頁)。ご指摘の法人は、いずれも根拠法において貸付又は債務保証が業務として規定されておりますので、第 2 条の「金融機関等」に含めているものです。
2	第 3 条第 7 号において「・・・商品先物取引業者『及び』・・・特定店頭商品デリバティブ取引業者であって、・・・店頭商品デリバティブ取引に係る債権を有する者」と規定しているが「商品先物取引業者」と「特定店頭商品デリバティブ取引業者」のいずれかに該当すればよいのであれば『又は』で接続すべきであるし、いずれにも該当することを求めるのであれば「・・・商品先物取引業者『であり、かつ、』・・・特定店頭商品デリバティブ取引業者であって、・・・」と規定する方が明確になるのではないか。いずれにしても『及び』では前提条件が不明瞭であるため修正されたい。	ご意見の前段のとおり、「又は」と修正いたします。
第二章 対象債権者の権利の変更に係る手続		
第一節 総則（第六条・第七条）		
3	第 6 条において「法第三条第七項（法第四条第三項及び『法』第五条第二項・・・を含む。）及び『法』第六条第一項『』並	ご意見を踏まえ、必要な修正を加えました。

	びに第十条第二項・・・の規定による通知並びに法第六条第一項の規定による一時定時の要請は、・・・」については、誤読を避ける観点から「法第三条第七項（法第四条第三項及び『』第五条第二項・・・を含む。）及び『』第六条第一項『の規定による通知』並びに第十条第二項・・・の規定による通知並びに法第六条第一項の規定による一時定時の要請は、・・・」と規定すべきと考える。	
4	第2条乃至第5条について、金融機関等の種類により、どのような立場で行った、どのような取引に係る債権が貸付債権等に該当することになるのかを施行規則においても明らかにしていただきたい。 理由等としては、金融機関等に該当する者は、法第2条第1項の他、第2条乃至第4条に規定されている。そして、貸付債権等の具体的な内容は、法第2条第2項の他、第5条に規定されている。ところが、これらの貸付債権等に係る規定は、保有者となる金融機関等の種類、又は取引を実施する立場について特段の限定を置いていない。このため、金融機関等の種類によって、具体的にどのような種類の貸付債権等が早期再生手続の対象となるのか、法文上は必ずしも明らかではない。 この点、Q&A案においては、一部の金融機関等について、対象となる貸付債権等の限定が解説されているが、そこで解説された具体例以外についても解釈が明らかになるよう、またQ&Aが施行規則を実質的に修正する体裁とならないよう、施行規則において規定を調整することが好ましいと思われる。	第2条から第4条までに規定する「金融機関等」のうち、対象債権となる貸付債権等に限定がある者については、下記のとおり法文上限定を定めております。Q&Aはその解釈を示したものであり（下記各括弧内におけるQ参照）、Q&Aにおいて施行規則を実質的に修正しているものではありません。また、下記以外の「金融機関等」について、対象債権となる貸付債権等に限定はありません。 ・第3条第2号「確認事業者（その組合員以外の者に限る。）に対して貸付債権等を有する者」（Q12） ・第3条第4号「確認事業者（その組合員又は所属員以外の者に限る。）に対して貸付債権等を有する者」（Q12） ・第3条第5号「確認事業者に対し第5条第1号に規定する社債を有することとなるもの」（Q13） ・第3条第6号「確認事業者に対して第5条第2号に規定する店頭デリバティブ取引に係る債権を有する者」（Q14） ・第3条第7号「確認事業者に対して第5条第2号に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る債権を有する者」（Q14）

		・第3条第8号「確認事業者に対してリース契約に係る債権を有する者（第2号及び第4号に掲げる者を除く。）」（Q15）
第二節 指定確認調査機関の確認等（第八条―第十一条）		
5	様式第一（第8条第1項関係）の「確認申請書」については、申請者・事業者についての法人番号の記載・提出があった方がよいのではないかと考える。なので、法人番号のどこかに記載欄を設けた方がよいと考える。その方が対象について确实・容易に把握・確認が行えるのではないかと考えるので。	申請者については、様式第一の記載事項及び添付書類として求められる登記事項証明書等によって特定が可能と考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。
第三節 対象債権者集会及び権利変更決議の認可等（第十二条―第二十八条）		
6	第十三条柱書において「次『の各号』に掲げる事項」と規定しているが、単に「次に掲げる事項」と規定するのが適切ではないか。第十五条でも「次に掲げる事項」と規定しており、こちらとの平仄も取れていないため修正すべきである。 ※Wikimediaからの引用となるが、内閣法制局が作成していると思料される「法令審査事務提要（改定）」の六十一頁の（四）において、「次の各号」と書くのは、そのあとで「当該各号」と受けて書く場合及び「各号のいずれか」又は「各号のいずれにも」等をいいあらわらず場合『に限り』と示されており、そのように決定がされている。	ご意見のとおり修正いたします。
第三章 指定確認調査機関		
第二節 業務（第三十二条―第三十六条）		
7	第三十三条第九号において「特定の者が前各号に掲げる者に対して、『前各号』（・・・）に規定する『前各号』に掲げる者の・・・」と規定しているが「特定の者が前各号に掲げる者に	ご指摘の規定方法もあり得ますが、金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成21年内閣府令第77号）第9条第9号のように「前各号」と規定する方

	対して、『当該各号』（・・・）に規定する『当該各号』に掲げる者の・・・」と規定するのが適切ではないか。 ※第三十四条第九号も同様。例えば経済産業省設置法第七条第一項第五号などで「前各号」を「当該各号」で受けている。	法もあることを踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。第34条第9号についても同様です。
--	---	--

意見募集の対象外		
8	事業再生の手続きにおいて最も重要なのは、特定の利権者や金融機関の意向だけが優先されない『透明性』である。これまで、国が進めてきた債務調整の手続きは、大企業や行政と結びつきの強い事業者には『寛容な救済』がなされる一方で、中小企業や個人商店、あるいは氷河期世代の起業家たちには厳しい現実を突きつける『二重基準』がまかり通っていた。 本規則案が、単なる形式的な手続きの整備に留まり、結局は特定の金融機関の損失補填や、特定の利権を守るためのツールになるのであれば、それは到底容認できない。中小事業者が本当に立ち直れるための、公平で開かれた再生の道筋を確保せよ。強者だけが救われるのではなく、生活の現場で懸命に働く者が報われるための再生手続きであることを、何よりも優先すべきだ。	いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。